

試験実施日 年 月 日

氏 名

設置場所	設置階	防 護 対 象 物 の 種 別						
放出方式	固定式 全域放出方式 局所放出方式				設計放出時間			sec
	移動式				設計放出時間			sec
試 験 項 目					種 別・容 量 等 の 内 容			結果
外 観 試 験	貯 蔵 消 火 剤 等				種別		量	kg
	貯蔵容器等	設置場所等	設 置 場 所		_____			
			表 示 ・ 標 識		_____			
		機 器	蓄圧式	貯 蔵 容 器		_____		
				容 器 弁		_____		
				容器弁開放装置		_____		
			加圧式	貯 蔵 タ ン ク		_____		
				定圧作動装置		_____		
			充 填 比		_____			
			安 全 装 置		_____			
			加圧用ガス 容器	設 置 場 所 等				
	機 器	加 圧 容 器		_____				
		容 器 弁		_____				
		容 器 弁 開 放 装 置		_____				
	加圧用ガス	種 別			_____			
		ガ ス 量					kg	

試 験 項 目				種 別・容 量 等 の 内 容	結 果		
外 観 試 験	起 動 用 ガ ス 容 器	設 置 場 所 等					
		機 器	構 造 等	――			
			容 器 弁	――			
	選 択 弁	設置場所等	設 置 場 所				
			表 示	――			
		機 器	導 管 接 続 部	――			
			構 造	――			
	起 動 装 置	手 動 起 動 装 置	設置場所等	設 置 場 所			
				設 置 位 置	――		
				設 置 高 さ	床面からの高さ	m	
				設 備 表 示	――		
			機 器	取 扱 表 示	――		
				塗 色 等	――		
				防 護 措 置	――		
				表 示 灯	――		
		自 動 起 動 装 置	設置場所等	――			
				機 器	構 造 等	――	
					感 知 器	――	
			警 報 装 置	設 置 位 置		――	
	機 器	警 報 の 方 式		――			
音 声 再 生 装 置 の 設 置 場 所		――					
構 造 ・ 性 能		――					
制 御 装 置	設 置 場 所 等						
	機 器 等	制 御 盤					
		表 示 灯 ・ ス イ ッ チ 類	――				
		防 護 措 置	――				
		遅 延 装 置	――				
		自 動 ・ 手 動 切 替 装 置	――				
配 管 ・ バ ル ブ 類	配 置 状 況		――				
	配 管 系 路 等		――				

試 験 項 目			種 別・容 量 等 の 内 容			結 果
外 観 試 験	配 管 ・ バルブ類	操 作 管 ・ 逆 止 弁	————			
		構 造 ・ 材 質	————			
		口 径 ・ 使 用 数 等	————			
		安 全 装 置	————			
	噴射ヘッド	設 置 場 所 等				
		構 造 ・ 性 能	————			
	防護区画等	防 護 区 画	————			
		開 口 部 の 自 動 閉 鎖 装 置 等	————			
		消 火 剤 を 付 加 す る 開 口 部 面 積	————			
		消 火 剤 流 出 防 止 措 置	————			
	電 源	常 用 電 源	V			
		非 常 電 源 の 種 別	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備			
	ノズル・ ホース等	設 置 位 置	————			
		構 造 ・ 性 能	————			
		表 示 灯 ・ 標 識	————			
	耐 震 措 置		————			
機 能 試 験	作動試験	防 護 区 画				
		容 器 弁 開 放 装 置 の 作 動 試 験				
		※ 容 器 弁 の バ ル ブ 類 の 開 放 試 験				
		選 択 弁 作 動 試 験				
		制 御 装 置 試験	遅 延 時 間			
			非常停止機構作動状況			
			音響警報先行作動状況			
			自動・手動切替作動状況			
		警 報 装 置 試験	起動装置による作動状況			
			警 報 鳴 動 状 況			
			音 量			
			音声警報装置作動状況			
			自 動 警 報 作 動 状 況			
		附 属 装 置 連 動 試 験	作 動 状 況			
			復 旧 操 作 状 況			

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。

3 結果の欄には、良否を記入すること。

4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。